

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入要件)の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(国税 4) 法人住民税(地方税 10)
		② 上記以外の税目	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税)(特別土地保有税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)
3	要望区分等の別		【拡充】【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。
			《要望の内容》 特定医療法人の承認要件の見直しを行う(全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に障害福祉サービスの給付を加える。)
			《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(厚生労働省告示) 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条 2 第 2 項
5	担当部局	医政局医療経営支援課	
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 33 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度制度創設 平成 29 年度 承認要件の見直しを行う(全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に、助産による収入、予防接種による収入、介護保険収入を加える。同時に承認要件に経理に関する要件を加える。)
8	適用又は延長期間		制度終了時まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会保険診療報酬、介護保険報酬と並び、社会保障における重要な役割を担う障害福祉サービス等報酬を特定医療法人等の承認要件で、社会保険診療収入等と同様の取扱いにすることにより、特定医療法人が承認要件を満たさなくなることの懸念なく障害福祉サービスに取り組むことで、地域における障害者への一層の支援を図る。
			《政策目的の根拠》 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

			地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標2)効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>(基本目標Ⅸ)障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること。</p> <p>(施策大目標)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること。</p> <p>(施策目標1)障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・福祉の充実が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>特定医療法人</p> <p>(H26 年度) (H27 年度) (H28 年度)</p> <p><実績> 230 件 233 件 216 件</p> <p>(H29 年度) (H30 年度) (H31 年度) (H32 年度) (H33 年度)</p> <p><推計> 216 件 216 件 216 件 216 件 216 件</p> <p>※ H26～H28 年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。</p> <p>※ H29 年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たり H28 年度実績値を据え置いて推計した。</p>
		② 適用額	<p>特定医療法人 (単位:百万円)</p> <p>(H26 年度) (H27 年度) (H28 年度)</p> <p><実績> 44,531 43,440 39,155</p> <p>(H29 年度) (H30 年度) (H31 年度) (H32 年度) (H33 年度)</p> <p><推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155</p> <p>※ H26～H28 年度の金額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 196 国会提出)による。</p>

		<p>※ H29 年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たり H28 年度実績値を据え置いて推計した。</p>																																																			
③	減収額	<p>特定医療法人(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲2,895</td> <td>▲2,129</td> <td>▲1,723</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 373</td> <td>▲ 275</td> <td>▲ 222</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,723</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 222</td> <td>▲ 212</td> <td>▲ 115</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H32 年度</th> <th>H33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 115</td> <td>▲ 115</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税は 〔②の適用額×(基準税率－優遇税率)]・・・A にて算出 法人住民税は [A × 地方税率)] にて算出)</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30～H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>優遇税率</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方税率 H26 年度～H30年度 12.9% H31 年度～H33 年度 7.0%</p> <p>※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	法人税	▲2,895	▲2,129	▲1,723	法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222		H29年度	H30年度	H31年度	法人税	▲1,723	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115		H32 年度	H33 年度	法人税	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲ 115	▲ 115		H26	H27	H28	H29	H30～H33	基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
	H26 年度	H27 年度	H28 年度																																																		
法人税	▲2,895	▲2,129	▲1,723																																																		
法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222																																																		
	H29年度	H30年度	H31年度																																																		
法人税	▲1,723	▲1,645	▲1,645																																																		
法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115																																																		
	H32 年度	H33 年度																																																			
法人税	▲1,645	▲1,645																																																			
法人住民税	▲ 115	▲ 115																																																			
	H26	H27	H28	H29	H30～H33																																																
基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%																																																
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%																																																
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定医療法人は公的な運営をすることなどを要件に承認されており、また、その医療施設についても基準が設けられ、一定規模の病院又は救急事業を行うなど、その地域において担う役割は、公的病院、社会医療法人に準ずる立場にある。 ・ 現在、医療法人は宿泊型自律訓練事業の 46.4%を担っている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該承認要件の緩和により、特定医療法人が将来的に、積極的な障害福祉サービスへの取組を進められる。 																																																			

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>—</p> <p>※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・ 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、障害福祉サービスに積極的な取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>—</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・ 地域医療、地域福祉の充実のための施策であるため。</p>
12	有識者の見解		<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年度事前評価2